２０２３年９月１２日

各　位

(呼びかけ団体)　先住民族アイヌの声実現！実行委員会

代表　　多原　良子

池田光穂（大阪大学名誉教授）、板垣竜太（同志社大教授）、駒込　武（京都大教授）、今野正規（関西大教授）、辛淑玉（のりこえねっと共同代表）、田中優子（法政大名誉教授）、中山千夏（作家）、朴慶南（エッセイスト）、広瀬健一郎（鹿児島純心大教授）、松島泰勝（龍谷大教授）、吉田邦彦（北海道大教授）　　　　（９月１２日現在）

　　　　　　　　　　アイヌ政策見直しを求める請願署名への協力のお願い

時下、ますます皆様ご清祥のことと存じます。

来年、２０２４年は２０１９年に制定されたアイヌ施策推進法の５年毎の見直しの年に当たります。

２００７年９月に「先住民族の権利に関する国連宣言」が国連総会で採択され、世界の多くの先住民族がその権利宣言を武器にして先住民族の権利回復を進展させています。アイヌ民族もこの国連宣言の採択に大きな期待を寄せていました。しかし、この国連宣言採択以降の日本のアイヌ政策の見直しは、アイヌ民族の深刻な貧困問題（平均世帯収入・アイヌ３５５．８万円、全国５３７．２万円）やアイヌの子どもたちの民族としての誇りとアイデンティティを確立するための教育問題、ヘイトスピーチなどのアイヌ差別の実態は無視され、「行政が切り取ったアイヌ文化「ウポポイ」にのみ特化した施策が進められました。

そうした偏狭な政策の中で、真に必要な文化伝承は進んでおらず、とりわけアイヌ語話者はほとんどいなくなり、また、北海道庁による「北海道アイヌ生活実態調査」では、アイヌ人口が１９９９年・２３７６７人、２００６年・２３７８２人だったのが、アイヌ政策見直しの内容への落胆、失望のために２０１３年には１６７８６人に激減し、２０１７年にはさらに大きく減って１３１１８人となりました。2019年のアイヌ施策推進法の施行後も、減少傾向は止まってはいません。

このような事態を許さないために、先住民族アイヌの声実現！実行委員会は、先住権を求めるアイヌ団体のリーダーを結集し、政府とのチャランケを続けてきました。アイヌ施策推進法制定時には毎回１０人近くのアイヌが北海道からかけつけ、内閣官房アイヌ総合政策室と約２年間にわたってチャランケを行うなど闘いました。衆・参議院の附帯決議にはその取り組みが刻印されています。

アイヌ施策推進法が施行されて3年が経過し、「もう後がない！」というアイヌ民族の危機感から、２０２２年１０月にアイヌ政策見直しの要求を政府に要求し、多くの国会議員の協力も得て、内閣官房アイヌ総合政策室、国土交通省、文部科学省、文化庁、法務省、農林水産省、総務省とチャランケ（交渉）を重ねてきました。

政府の姿勢は、アイヌヘイトに対しても「司法判断のない個別の言動に政府が差別ということは控えます」（１２月２２日チャランケ）と、事実上、アイヌ民族には人権はないと言わんばかりの姿勢をとっています。そこで、私たちは今年２月の院内集会で全国闘争を呼びかけ、北海道、滋賀、奈良、東京、大阪と６５人から３５０人の全国６か所での連帯集会を開催していただき、アイヌの声を届けてきました。そして、この請願署名の取り組みで、アイヌが未来に光の見える状況を切り開きたいと願っています。心から署名への協力をお願いいたします。

記

※３月２８日に提出する予定ですので、３月中旬までにご送付ください。

署名提出先　〒564-0043大阪府吹田市南吹田１－２１－１１　出原方　上記実行委員会宛

＊自筆が原則ですが、印刷した文字などや複写は押印が必要です。（捺印はダメです）
【連絡先】　　md\_ramat@yahoo.co.jp 080-9673―１３９３　(事務局・出原昌志)

以　上

アイヌ政策見直しに関する請願

衆議院・参議院議長殿

【請願要旨】

　北海道によるアイヌ生活実態調査によると、２０１３年には１万７千人に激減し、２０１７年には１万３千人にさらに減少している。また、２０年前にはアイヌ語の話者が三桁の人数はいたが、現在はほとんどいない。これは、政府のアイヌ政策が「行政が切り取ったアイヌ文化」に特化し、世帯収入で全国平均と１８０万円も格差のあるアイヌ民族の貧困問題や同化強制、またアイヌヘイトなどを無視し、「ウポポイ」の運営のみに関心を集中している結果である。アイヌ民族の誇りが尊重される社会は、実現されていないと言わざるを得ない。２０２４年のアイヌ施策推進法の見直しで、アイヌ民族がアイヌとして誇りを持って生き、暮らせる社会を実現するよう、政策の見直しを求めるものである。

【請願項目】

（１）アイヌ民族を「先住民族の権利に関する国連宣言」に規定された属性を持つ先住民族として認めること。

（２）推進法第４条のアイヌ差別禁止条項が実効性をもつために、①国及び公共団体の責務としてアイヌ差別撤廃を明記し、②教育及び広報、③相談体制、④アイヌ差別実態調査、⑤罰則規定を入れた法改正を行うこと。

（３）アイヌ民族に対する強制移住やアイヌ民族が狩猟や漁労、採集に使用していた土地の所有権の推移、アイヌ民族に下付した土地の所有権の推移等、アイヌ民族の土地所有権の推移、また教育問題を含むアイヌ民族差別の歴史的総合的な実態調査を行ない、アイヌ政策の見直しを行うこと。

（４）現行の交付金制度について、政府及び市町村とアイヌ民族各団体との協議機関を設置して、アイヌの自発的意思が尊重される制度とすること。また、その一部をアイヌ民族の自立化資金とすること。

（５）アイヌ民族の宗教観、世界観に基づいて国有林野の利活用や鮭の採捕事業などをアイヌ民族の管理下におくこと。アイヌの主食であった鮭漁に関しては、少なくとも儀式、自家食、文化伝承、そして将来的な商業利用も視野に入れた漁業権を保障すること。

（６）初等、中等教育において、アイヌ語、アイヌ民族（歴史・文化）、アイヌ民族の人権に関する学習を教育課程に位置づけ、学習指導要領における「外国語」又は「国語」においてアイヌ語を設ける。高校では社会科にアイヌ史を設け、所定の単位を履修したものには「アイヌ語」「アイヌ史」の教員免許状を授与する。国は高等教育機関にアイヌ民族に関わる専門的な研究、教授のための研究科、学部等の設置を計画し、保護者、地域から要求がある場合にはアイヌの誇りを体感、体得できる学校を設立すること。

（７）アイヌ遺骨はアイヌの先祖であり、民族の誇りの源泉である。国及び大学、博物館、研究機関等は、アイヌ遺骨盗掘の事実を認め、アイヌ民族に謝罪すること。併せて、アイヌ民族が関与する遺骨収集の歴史的経過を明らかにする実態調査を行い、留置してきた遺骨及び副葬品等を目録化するとともに関連資料を一般公開すること。また、国の責任で、アイヌ遺骨のすべてを出土地に返還し、再埋葬すること。

（８）道内外のアイヌ民族の間に福祉対策などの差別を是正すること。

（９）国連女性差別撤廃委員会の勧告の完全履行。先住民族アイヌ女性に対する複合差別撤廃に向けて、政治的・公的活動への平等な参画の権利保障、国及び地方公共団体による教育、雇用への支援と女性に対する暴力、ヘイトスピーチなどを禁止処罰する法の制定を行うこと。

（１０）包括的差別禁止法の制定、パリ原則（１９９３年国連総会決議）に即した国内人権機関の設置を行なうこと。

【請願者】　　　（名　前）　　　・　　　　　　（住　所）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |